

# 家畜衛生だより

## 農場消毒を実施してください！

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒実施の命令を県報で告示しました。

### 【告示の概要】

告示日：令和6年10月24日（木）

対象：家きんを飼養する農場

実施期日：令和6年10月25日（金）～令和7年5月31日（土）

消毒方法：農場及び家きん舎周囲への消石灰散布

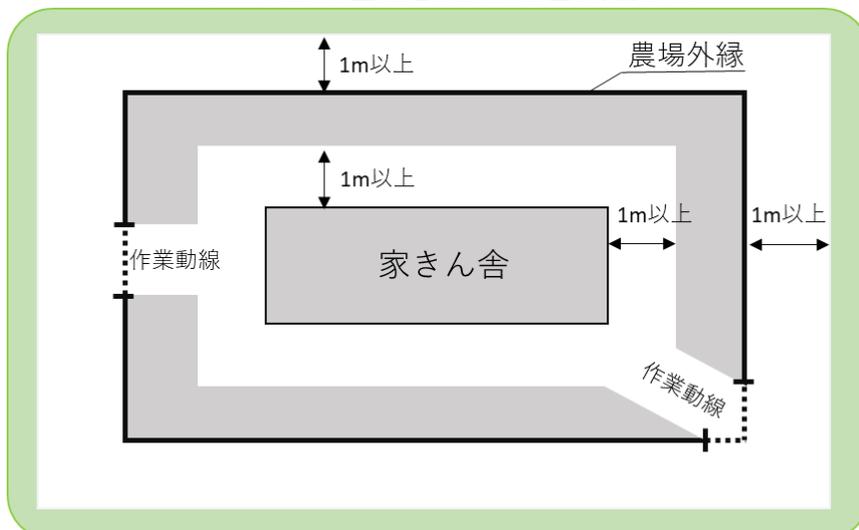
(同等の効果が認められる方法への代替も可)

下記の消石灰散布による消毒方法に従い、消毒の実施をお願いします。  
消毒作業が終了したら、当所まで御連絡ください。

## 消石灰散布による農場内の消毒方法と注意点

- ① 農場及び家きん舎周囲、作業動線に、少なくとも1m以上にわたる範囲で地面が白く覆われるよう均一に散布する(1㎡当たり1kgを目安)。
- ② 消石灰は、繰り返し雨や水に濡れると消毒効果がなくなるため、定期的に散布する。
- ③ 消石灰は強アルカリ性のため、散布時はマスク・手袋を着用する。
- ④ あわせて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

例：下図の白色部分に消石灰を散布



# 千葉県で高病原性鳥インフルエンザ発生！



発生場所

飼養羽数

発生日

千葉県香取市

約3.8万羽  
(採卵鶏・ケージ飼い)

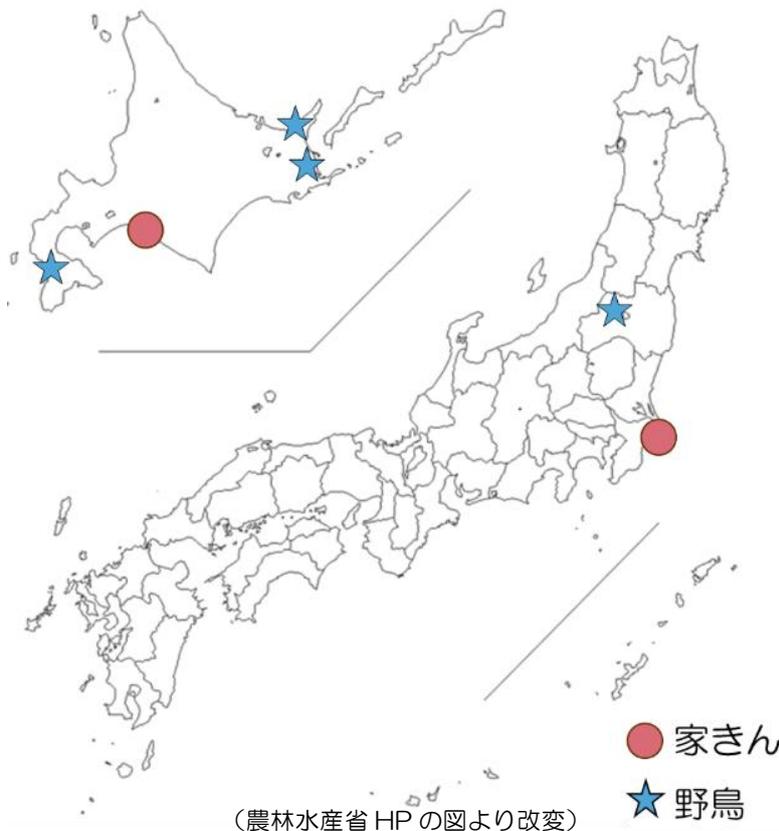
10月23日

関東地方における発生は今シーズン初めてで、例年より約2週間早く確認されています。

野鳥でも続発していますので、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。

特に、「飼養衛生管理基準の自己点検チェック表」の7項目については、重点的に見直しをお願いいたします。

令和6年10月23日時点



鳥インフルエンザに関する最新情報(農林水産省)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>



自己点検の結果と週ごとの死亡羽数は、毎月10日までにご報告ください。